

第18期町田市立図書館協議会

第10回定例会議事録（要旨）

日時 2021年3月24日（水）14時～16時

場所 町田市生涯学習センター 7階ホール

出席者 (委員) 澤井 陽介、清水 陽子、吉田 和夫、
若色 直美、鈴木 真佐世、石井 清文、
(事務局) 図書館長、図書館副館長、図書館担当課長
図書館職員7名

欠席者 (委員) 松本 直樹、梶野 明信、中野 浩一、小西 ひとみ
傍聴者 1名

○事務局 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
定刻を少し過ぎたが、会議に先立ち、事務局から報告をさせていただきます。

本日の会議は、リモートでの出席委員1名を含め出席委員6名、欠席委員4名で、定足数である過半数を満たしているため、会議は成立している。

次に、本日の傍聴人は1名である。

続いて、資料の確認である。次第以下、資料番号①-1から①-3、資料番号②-1、③-1から③-3までの資料となっている。あと委員の方には読書マップと、ひとことPOPコンテストの優秀作品のしおりが配られている。

次に、会議における発言についてお願いである。録音データに基づき議事録を作成するので、発言される際は、お名前を述べられてからご発言いただくようお願いする。

それでは澤井委員長、会議の進行をお願いする。

○委員長 それでは第18期第10回町田市立図書館協議会を開会する。緊急事態宣言の影響もあり、当初予定されていた1月26日から、約2か月順延したうえでの開催となった。この間、オンライン開催に向けた予行演習などに、ご協力いただきお礼申し上げます。

さて次第の議事に入る前に、図書館評価について少し触れたいと思う。本来であれば図書館の外部評価の結果をこの場で館長に報告する予定だったが、この間、順延になった関係で、2月15日付けのメールで報告する形を取らせていただいた。

その後の処理、公開する手順なども考えるとタイムリミットがそこにあったということで、2月15日にメールで報告するという形を取らせていただいた。

なお、もうホームページに本日付けで掲載されているということで、この場でコピー添付はお配りしてはいないが、すでに公開されているということである。この間、委員の皆さんにご協力頂き、誠にありがとうございました。

報告書には、評価事項も記載されているが、合わせて提言等も触れているので、図書館においては、是非今後の図書館運営に活かしていただきたいと思う。

館長から、一言頂きたい。

○中嶋館長

それでは皆さん、外部評価をしていただき、誠にありがとうございました。毎回、お礼を申し上げているところではあるが、特に今回は2つの点でいつもと違う状態で行っていただき、本当にありがとうございました。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症の関係で、どうしても外に出たり、集まったり出来ない中で、メール等で皆さん情報をやりとりしていただきながら、評価を制限がある中やっていただいたことを、大変感謝している。

もう1点は、やはりコロナの関係であるが、今回評価していただいた事業を行っていた年度と、今評価しているこの瞬間の2020年度の間、コロナウイルス感染拡大という、所謂、図書館を含む社会環境が全く変わった中での評価という形となった。評価いただいた年度については、コロナのことを想定せず事業を組んで行っていたということになる。その事業の内容をお汲み取りいただいた上で、しかも今年度の視点で皆さん見ているので、これからはウィズコロナという形になると思う。コロナの中で、図書館の事業、情報を収集して皆さんに提供するという図書館の本質は変わらないが、その手段や図書館に於ける環境というのは変わってきている。そういう視点を皆さんが持った上で、評価や提言をいただいたと考えている。今回の

評価というのはある意味大きいことで、新旧、今までの図書館をどういうふうにやっていくかという部分が変わった所、変わり目の所で、変わりつつある今の視点から、皆さんに評価をいただいているので、今回の評価提言を活かしつつ、言い方は変だが、次年度以降もこれはどんどん続いていくお話になるので、その辺りを取り入れていきたいと思っている。特に2点目については感謝をしております。本当にありがとうございました。

○委員長 では議事に入る。次第をご覧いただきたい。第1の「図書館からの報告について」である。事務局願います。

○事務局 資料①-1をご覧いただきたい。

まず項目1、コロナの対応である。1月の緊急事態宣言の発出、夜間外出の自粛に対応するため、中央図書館と鶴川駅前、忠生のセルフ受取コーナーの夜間開館の時間を1時間繰り上げた。3月22日に緊急事態宣言は解除となっているが、市の方針に従い、経過措置として、この状況を3月末まで継続させていただくので、ここでお伝えさせていただく。

次に項目2、再開館後の利用状況である。開館日数が各月とも前年と異なるため、少しわかりづらいと思う。資料にはしていないが、1日平均で見ると、これまでの傾向を続けている感じで、利用点数や利用者数は微減、予約は増加、また新規の登録者数は横浜の影響があり、割と増加という状況がこの3ヵ月に関しても続いている。緊急事態宣言の影響は、数字の上からはあまり感じられなかった。

めくっていただき項目3、教育委員会や市議会などの動向についてである。

まず教育委員会だが、この間3回あった。議案が36号、37号、41号と3件あるが、基本的に図書館に指定管理を導入するための事務的な手続きに関するものである。

なお※印に書いてあるが、教育委員会の方針によって、市議会の議決案件に関連するものは非公開の審議とすることになっている。よって指定管理導入に伴う図書館条例の改正が、この3月の市議会の議案事項になっているので、この3件の教育委員会の議案についてはいずれも非公開審議となっている。

ただ、ごく簡単に差し支えない範囲で概要を申し上げますと、3

6号議案は、教育委員会の施設に指定管理を導入するための基本的なルールがこれまで全く無かったので、市長部局の施設と同様のものを定めるというものである。

37号議案については、鶴川駅前に指定管理を導入すること、これ自体はすでに教育委員会でアクションプランの中で決定しているが、本件に限って改めて教育委員会として意思決定をしたものである。

あと41号は、市議会で議案となっている図書館条例の改正案を、まずは教育委員会として決定するというものである。

報告事項については、先ほど申し上げたコロナに伴う開館時間の変更、あと読書マップやPOPコンテストについては、後ほどまとめてお伝えしたいと思う。

次に(2)市議会第1回定例会に関する報告である。2月19日から現在、会議としては開催中ということになる。

① 図書館に関連する議案である。

第1号議案の3月の補正予算、これは交通費など、こまごまとした減額の補正である。

続いて21号議案、こちらは先ほどから話が出ている、図書館条例の改正である。中身は資料①-2のとおりである。全ての中身をご説明する訳にはいかないのですが、こういった趣旨で行っているかをお伝えすると、指定管理を導入するにあたり、地方自治法で、条例でこういうことを書きなさいというのが決められている。そういった項目を、元々の図書館設置条例の中には、どこに図書館を設置しますと書いているだけだったので、必要な項目が満たされていないので、ここで改正して必要な項目を満たすということである。具体的には、指定管理に行わせる業務の範囲や指定の手続き、条文で言うと4条から8条あたりの項目である。あと休館日や開館時間など施設利用の基本的な条件、これは今まで規則の方に書いてあったが、これも条例で定めなさいとなったので、格上げして条例に記載することになった。9条以降になっていて、この辺りを規定したものである。

続いて第29号議案は、来年度の予算である。コロナによる税収減を見込んだ非常に厳しいものとなっている。図書館においては、ここ数年少しずつ増やしてきた図書購入費も若干減らさざるを得ない状況になった。具体的には概ね図書購入費で200万円ほど減少している。あと当協議会の回数、これも今年度は

6回だったが、来年度は合計で5回と減少している。

これら議案に対する議員からの質疑が3月5日にあり、②である。質問は21号議案に対する質疑を、お二人の議員からいただいた。

森本議員からの質疑はご覧の2点である。これについては、近隣市などでの例を交えながら、懸念事項への対応方針をお答えした。あと指定管理の導入効果や課題の検証の仕方の再質疑があり、現時点で考えているモニタリングや評価のやり方についての概要をお答えした。

田中議員からは4点である。(1)についてはアクションプランに至るまでの教育委員会における検討の流れをお答えしている。(2)は、条例上は全ての図書館で導入が可能となることをお答えしている。(3)については事業者の募集、選考を経て市議会で指定に関する議決が必要である旨をお答えしている。(4)については、鶴川駅前図書館の指定管理の範囲は、現在の図書館の管理している範囲と同一であると・・・議場でそこまで言及はしていないが、つまりはポプリホールとまとめて指定管理にする訳ではなく、図書館の部分だけ指定管理に出すという旨をお答えしている。

続いて③の文教社会常任委員会だが、こちらは2月22日と3月11日にあった。3件の議案はいずれも委員会では賛成多数で原案可決すべきものとなっており、当初予算と条例改正については、29日の本会議での評決ということになる。

あと常任委員会では行政報告として、アクションプランの主に2020年度の取組状況を資料①-3で報告している。中身自体はほとんどが、これまで図書館協議会で報告させていただいた内容である。新しいものは、後ほどまとめてご紹介させていただく。

④で市議会に関する最後の項目、一般質問である。今回は合計5人の議員から図書館に関する質問をいただいた。登壇順にご紹介すると、まず田中議員である。

田中議員は「鶴川図書館の存続を求めて」と題し2点である。

(1)については、団地内の小さな図書館として約50年の歴史があり、地域に愛されている図書館であるとの認識をお答えしている。(2)については、将来に渡り図書館サービスを継続していくためアクションプランに基づき再編を進める旨お応えし

ている。再質問では2月と3月のワークショップの状況についてのご質問をいただいている。

続いて、おぜき議員の相互利用の状況の問いに対しては、昨年11月に横浜市と相互利用を開始し、合計10市の図書館と連携していることをお答えしている。また、今後の展開であったり、他市の図書館の本を町田市で返せると良いのではといった再質問を頂戴したので、他の市ともウインウインの関係が築ける場合は検討することと、他市の本を町田市立図書館経由で返却するためには、物流やチェック体制が相当必要なため課題が大きいため難しいということをお答えした。

続いて三遊亭議員からは、市民の声を図書館はどのように反映させているかといった質問があり、アンケートやワークショップなどで得た市民ニーズを、アクションプランの取組に反映させていることを、今年度実施した鶴川駅前や全館でのアンケート、あるいは先ほどの鶴川図書館に関するワークショップなどの結果を紹介しながらお答えしている。

新井議員の公共Wi-Fiの整備状況はどうかということでも・・・まさに会議が始まる前に皆さんでお話いただいていたようなところではあるが・・・12月にも東議員からの同様の質問いただき、正直申し上げて状況に変化は無く、他市の動向などを研究する旨お答えしている。

最後、殿村議員は、まちづくりにおける公立図書館の役割についてご質問いただいた。議員としては図書館をまちづくりの中心に据えて、今以上に増やしていくべきだと・・・公立図書館の役割からそういったお考えに立ってのご質問だった。一方、こちらのお答えとしては、図書館の役割としては考えるところは同じだが、それを将来も持続的に役割を果たすためには、アクションプランの推進が必要であることをお答えした。以上が議会のお話である。

項目4に移っていただき、「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」に基づく取組状況ということで、ここで先ほどの資料①-3、行政報告の資料をご覧ください。

先ほども申し上げたが、大体は報告済みのことなので割愛させていただき、新しい話題について報告させていただく。

1/4ページの1の(4)の読書マップの作成である。暮らしの中で気軽に本と出会えるきっかけをつくるため、本に触れ合

える場所を集約したマップを作成した。委員の皆さまには現物をお配りしている。地域文庫など73の施設を紹介している。3月16日から市民センターや図書館で配布を開始したが、新聞などにも写真入りで紹介されたこともあり、図書館の在庫が早々に切れてしまい、痛し痒しという状況である。

めくっていただいて、項目2の図書館資源の再配分、運営体制の確立に向けた取組の報告だが、これも、(1)の中央図書館の一部に委託を導入したことや、(2)の指定管理者導入についての準備状況など、ここまでの行政報告資料に書いてあるようなところは、すでに協議会の皆さんには報告させていただいたので割愛させていただく。

(3)の鶴川図書館の再編の①、地域団体などへの説明や意見交換の状況なども、若干の団体数の時点更新はあるが、概ね報告させていただいたところである。

最後の4/4ページをご覧ください、②ワークショップの状況である。地域の方々と、鶴川団地に残すべき図書館の機能や公共空間としての新たな価値、地域での運営などについて検討するワークショップを2月20日と3月13日に開催している。来年度以降も継続して行う予定である。できれば、このワークショップが発展して、地元主体の検討体制ができるといいと考えているところである。

この資料の最後(4)予約受渡し場所の拡充についてである。これは2020年度というより、実際に行うのは2021年度、来年度からということになるが、現在この協議会において、移動図書館など遠隔地向けのサービスを検討いただいているところである。その中で、比較的図書館サービスの拠点の配置が手薄な玉川学園駅前周辺地域において、コミュニティセンターの建替えがあり、5月に再オープンするので、これを契機に予約受渡し拠点を整備するものである。これで、今まで4ヶ所で予約受け渡し場所を設定していたが、5ヶ所に増える形になる。配置など資料で配れば良かったと思ったのだが、失念していたので、サービス拠点の現状の配置などを回覧する。丁度空いていた区域にスポッと入る感じである。再オープンにあわせて、現在色々な検討をいただいている中ではあるが、先行してやれるところはやらせていただいたということである。

もう一度、資料①-1にお戻りいただきたい。4の(1)図書

館アンケートの集計結果についてである。これは10月の協議会で、実施について報告を行った。今回集計がまとまったので、先日からホームページに公開している。今回印刷物などはないが、是非ホームページを覗いていただければと思う。

最後(2)ひとことPOPコンテストの結果である。これも10月の協議会で実施の報告をし、11月の協議会で集まりがあまりにも少ないということで、募集期間を延長する旨報告したところだが、おかげさまで413作品が集まった。緊急事態宣言の影響で残念ながら当初予定していた表彰式はできなかったが、受賞3作品は皆さんのお手元にお配りしたしおりの形にして、それぞれ1万部刷って、図書館や協力いただいた本屋さんなどの施設で配布している。こちらも新聞で報道していただいた。

長くなったが、図書館からの報告は以上である。

○委員長

あいだが2ヵ月開いたので、教育委員会が3回、議会が1回、文教委員会が2回、たくさんの報告があった。どこからでも構わないので、ご質問などありましたらお願いします。

○A委員

色々ある。質問だが、条例については単純なことだが、図書館設置条例から図書館条例に変えた意図はどういうことかということと、文教社会常任委員会で業者の選定の際には、町田市の指定管理者制度の検証委員というか、選定も検証も同じ4人に委員の方が行っているが、そこには図書館に専門の方は居ないので、図書館のことが分かる人を、ということで質問したら、臨時の選定の場合には臨時の委員を追加できるので、図書館情報学の専門家を入れるというように答弁なさったのと、この時に市民クラブの方が、附帯決議で検証の時も毎年ならびに指定管理終了のときには、図書館専門を含む第三者機関で検証・総括してほしいということを求められて、確か全員一致で附帯決議が採択されたと思う。その点を是非考慮に入れて、選定及び検証のときに図書館のことが分かる方に入っていただきたいと思った。以上が質問と意見の2つである。

それとワークショップのことも聞いても良いか？ワークショップを2回主催して行われたが、その結果というのは参加者にどのように返してくださるのか。そこで話し合っただけで、1回目はとりあえずファシリテーターの方が2回目の頭で総括し

てくださったが、2回目は皆、各グループが発表してそこで終わりという感じで、その中での総括は何もなかったし、その後どうするのかということも。参加者は2回でとりあえず終わり、2回セットでの参加募集だったので。今これを見ると4回目、5回目とあるが、その辺りにまた違う人が参加するとなると、一生懸命2回頑張っただけで出て行ったのに、そのままどういうことになるのかと、その辺りを伺いたい。

○委員長 質問は2つということで良いか？ 2つ目は意見か？

○A委員 2つ目は意見である。ただ、どうお考えになるかも一応伺いたい。

○委員長 図書館条例と図書館設置条例の違いというか、設置条例をあえて改定して条例にした意図・意味ということで事務局願います。

○事務局 まず、図書館設置条例だったのが図書館条例になっているというのは、名前のおり設置条例のときは、先ほども申し上げたが、どこそこに図書館を置くということを定めただけの条例だったので、それ以外に開館時間であったり、指定管理の項目なども色々と条文も増え、全般的に設置だけではないので、図書館条例というように名前を変えさせていただいたということである。今回名前も変わったし、改定範囲も大きいので、一部改正ではなく、全部改正という形で手続きを取っている。

あと、業者選定であったり、今後の評価、この辺りご意見だということだが、まず選定するときには、先ほど申し上げたとおり、臨時委員を置けるようになっているので、可能な限り、図書館に関する専門的な学識などを臨時委員に招いて評価できればと思っている。ただ実際に業者選定をする日にはピンポイントなので、そこに都合が合う先生をお招きしないといけないので、そこは調整を進めたいと思っている。

あと、その後の評価については今後詰めていく部分があるのだが、議員の皆さまからも、そういったご意見を頂戴しているので、何らかの形で図書館情報学やそういった先生方に我々が評価したものをレビューしていただくなど、やり方を考えていき

たいと思っている。

あとワークショップについては、少なくとも2回目はグループで「こんな図書館作ってみよう」というようなプロジェクトのようなことを各班で行っていただき、班ごとに発表していただいた。ご参加いただいた方々には各班でまとめたものが、相互に見られるようにはしていきたい。その内容をお返しするということはしていきたいとは思っているが、そのあたりの具体的な手続きについては検討中である。

また、この先のワークショップというのは、まだ予定が立っている訳ではないが、当然このワークショップの中で、やりっぱなしにはしたくないと我々も思っていて、何とかその中から、この先の鶴川図書館を考える方々、一緒に考えていただける方々を見出していききたいと思っているので、次回なども前回・前々回と出席された方々で引き続き一緒に考えたいという方がいらっしゃいましたら、是非とも次のワークショップにも参加いただきたいと思っている。ただ募集の仕方などはこれから検討していくということになる。以上である。

○A委員

ワークショップの件では、話し合っただけ4回目があるときには、ある程度、図書館は2回目を受けて、少しずつ方向性を出していらっしゃるのではなく、ただ回数を重ねて皆さんの意見をただ求めるだけではなかなか見えてこないと思う。その辺りは3回目を行うときには、一定のどのようになりたいというのはあるのか？それとも市民が「是非こうありたい」となったらその方向になるのか？2回やってもその辺が見えない。色々皆さんが意見を言うが、言ったことが役に立つのか立たないのか見えない中で、話し合いをするのも本当に難しいので、今後の為に是非その辺りをどういう点をどういうふうに話し合うのかなど見えてくると、参加する人も参加しやすいのかなど。図書館の方向性が見えないままでは、なかなか難しいなと思った。

それともう一つは、前に議会の中で図書館協議会でも毎年図書館評価をしているので、その指定管理になる駅前図書館も図書館協議会によって評価してもらおうということを確認おっしゃったと思うが、そこで私達がある程度検証出来ればそれはそれで良いなと思った。

○委員長 事務局いかがか。

○事務局 まずワークショップの話は、正直この先どういう形でお伝え出来るかは、まだまだ検討中のところではあるが、あくまでも具体的にどうしていくのか、段々と具体論に近づけていきたいとは思っている。ただその中で、町田市がどうするこうするというよりは、やはり地域の方がどのように考えていらっしゃるのか、そういったところを重要視していきたいと思っているので、会の持ち方は今後も検討していく必要はあるが、考え方としては地域の皆さんが地域にとってどういう場所が必要なのかというところを考えていただく。そこに重点を置きたいと思っている。

あと図書館評価のお話である。おっしゃられたとおり、図書館評価の形で指定管理の1館だけを評価するというのは、なかなか難しいのかなと思うが、全体の中で、8館の中の1館として今後も鶴川駅前図書館は存在するので、そういう中で、今であれば生涯学習推進計画の取組項目に対して、どういう状況なのかはご評価いただいていると思うので、そういう中で、1つは「こちらの図書館は指定管理だ」ということを念頭に置いてご評価いただければ、評価に繋がるのかなというふうには考えている。ただ、これも具体的にはこれから検討していくことなのかなと思う。以上である。

○委員長 他にいかがか。

○B委員 今回の図書館の評価のことだと、今まで各館ごとに評価している訳ではないので、どういうふうに違いが出てくるかというのを、今までのやり方ではなかなか評価するのは難しいと思うが、鶴川駅前図書館を指定管理にすることに対して、直営では出来ない優れたサービスができる可能性があるからということで導入すると、ずっと説明されてきたと思う。それが現れる、評価できるようなポイントを協議会のほうにも教えていただきたいし、それをまた逆に言えば、直営ではなぜできないのかという分析にもなると思うので、何のために指定管理をするのかというところに立ち返って、評価ができるようにしていただきたいと思う。

鶴川駅前図書館への指定管理者制度導入につきましては、1月月の第8回協議会の際に、指定管理者に求める鶴川駅前図書館の管理運営の考え方についてイメージ図を基に説明させていただきました。第9回協議会では、指定管理者制度導入の懸念事項と不安なことへの対応について、説明をしたところである。

今回は、制度導入後どのように指定管理者をチェックするの
かや、各年度が終わったあとの評価について説明する。

それでは、資料②-1の「指定管理者に対するチェック及び管理運営状況評価について」をご覧ください。指定管理者によって提供されるサービスが、業務仕様書などで示すサービスの水準に達しているかを確認するモニタリングや、管理運営状況を総括・評価する管理運営状況の評価を実施する。こうした取組により、図書館が指定管理者を監督して、確認・評価・改善の流れをつくる。

項目1のモニタリングをご覧ください。概要であるが、モニタリングは定期的に指定管理者の管理運営状況について状況を把握することである。併せて、改善点を指摘する。

(2)の実施項目と内容のイメージをご覧ください。まだ、募集を開始していないため、現時点でのイメージを図にまとめたものである。

まず、業務日誌で日々の状況を記録してもらい提出を求める。そして、2番と3番が毎月実施するものである。月間の報告書を作成の上、連絡調整会議にて課題を含めて状況を詳しく確認する。改善点が確認できた場合には指摘をして、改善に向けた取組をしていただく。毎年実施するのが、4番から7番である。まず、4番だが、毎年度終了後に、事業報告書を提出していただく。5番の利用者アンケートについては、毎年度の事業期間中に、指定管理者が利用者へのアンケート調査を実施し、その結果を確認する。6番は、鶴川駅前図書館の業務に関して、指定管理者の会計や経理の状況を確認するものである。会計帳簿などを確認する。7番は鶴川駅前図書館の業務に従事する従業員についての労働条件を確認する。こちらも、労働条件に関する帳簿の確認や必要に応じて労務管理の担当者へのヒアリングを実施する。モニタリングについては以上である。

次に、管理運営状況の評価についてである。項目の2の(1)をご覧ください。毎年度終了後に、サービスの質や業務の履

行状況、サービスの安定性の 3 つの視点から評価をする。項目については、募集時に示す選定基準を基に設定する。評価結果については、町田市のホームページに公表される。また、この評価結果については、第 3 者の委員会である「町田市指定管理者管理運営状況評価委員会」の検証対象となる。検証結果についても町田市ホームページに公表される。

実施時期は、次のページの(2)をご覧ください。事業年度終了後の7月～9月頃である。

(3)は評価指標として考えている指標である。まずは、利用者満足度である。こちらは町田市の方針で、必ず評価指標として設定することになっている。2つ目は来館者数で、3つ目は貸出冊数を考えている。

評価の指標として3つを考えているが、毎月のモニタリングの際には他の指標も追いかけていきたいと考えている。

最後に3項目目は、改善等の指示及び指定管理業務の見直しについてである。モニタリングや管理運営状況の評価によって、指定管理者の管理運営状況について課題が明らかになる。明らかになった課題については、改善等の指示をして、サービスの向上につなげていく。また、モニタリングの実施手法などについては適宜見直しをする。さらに、モニタリングの状況や管理運営状況の評価については、次の募集時の参考にする。説明は以上である。

○委員長 導入にかかる検討状況についてということだが、内容としてはチェック及び評価についてということですね。この項目がまとまったと。これについて皆さんからご意見いただくということよろしいか。では、1モニタリング、2管理運営状況評価、3改善等の指示及び指定管理業務の見直しと、3項目分かれているが、どこからでも構わないので、ご意見・ご質問等あれば願います。

○A委員 可能かどうかは分からないが、同じ10人としても人が頻繁に変わるかどうかということも、指定管理者がまともかどうかということなので、そういう勤務者の名簿などが、もし入手できるのなら、同じ人が長く勤められるような労働条件や環境がどうなのかということが反映すると思うので、そういうことをし

ていただければ良いかと思う。

- 委員長 ご意見ということで良いか。他はいかかが。C委員大丈夫か。ご発言があればお願いします。何となく繋がっていない感じがしてしまう。反応がちょっと。今、固まっていないか？大丈夫か？マイクはオフになっているが、喋っているようではある。あまり音声は聞こえないか？
- C委員 聞こえない。説明のあたり直接は分からないが、資料があるので何とか分かる。マイクに近づけて大きな声で話してくれないと拾ってくれないと思う。どちらの問題なのかは分からないが。
- 委員長 説明が届かない？この真ん中にあるものが集音マイクなのか。
- C委員 具体的に言うと、委員長の声は聞こえる。行政の方も大体聞こえる。今の指定管理の説明がよく聞こえなかった。
- 委員長 説明者はハンドマイクで。そうすると、A委員の声などは聞こえていたか？
- C委員 一応ある程度は。私の声も途切れるかも知れないが、そちらの声はかなり途切れる。一番良く聞こえるのは委員長の声である。その次に、行政の説明である。ただ今の指定管理の説明は全く聞こえなかった。位置の問題なのかは分からないが。資料を見て確認している。
- 委員長 モニタリングは実施項目なども載っているが、これも含めていかがか。
- D委員 指定管理者に対する評価、確認や改善について、我々も参加できるのか？当たり前なのに聞こえるかもしれないが、確かめておきたい。つまり改善の流れということは、改善への方向性について、私たちが意見を言えるかどうかということになるし、それを行うためには、モニタリングの資料そのものに私たちがどれくらいアクセスできるのかと、どれくらい読むことができるのかということによって評価せざるを得ない訳なので、それに

ついて教えてほしい。

○事務局 事務局から説明する。基本的には評価というのは私たち図書館で実施するというものになる。ただ結構内部の情報などをいただくというところも出てくると思うが、各館でももちろん貸出しの冊数や来館者数など、これまでの情報というのはこれまでどおりいただくことになる。こういった情報はもちろん提供することはできるものになる。今回の図書館評価でも、ご提供した資料の範囲内であれば、もちろん8館のうちの1館として鶴川駅前図書館、これは変わらないので、情報は提供できることになる。

○委員長 D委員よろしいか。

○D委員 よろしい。今、ご説明いただいたとおりだとすれば、私たちの関わり方というのは、今までも充分ではなかったかもしれないが、評価を出しても、その評価が改善されたという形で目の前に立ち現れるということがなかなかない感じがあり、もどかしさを感じないわけにはいかなかったのだが、一層この指定管理に関しては、それが進んでしまわないかなというのを懸念している。そのことだけは表明させてほしい。

○A委員 指定管理者制度の導入の評価を、図書館協議会が行っているところも結構ある。今の話だと図書館側が行うということで、数字的な・・・出れば普通に今までと同じに、図書館評価の数字としてくださるということだが、そうではなく、先ほどB委員がおっしゃったようなことは、数字だけではなく指定管理を行った意味、そのあたりのことをもう一回、私たちも含めて一緒に検証できたらと思う。

それと、指定管理者期間は3年間なのか？

○事務局 今回は5年で考えている。

○A委員 5年間で、他の地域館へ・・・前に伺ったのだと翌年くらいから、導入していくと・・・普通、指定管理導入したときは、1年目はちょっと良い数字が出て、その後下がっていくところも多

いと伺っているのに、1年やったらそこで次のところへ拡大していくというのは、あまりにもちゃんとした評価ができないうちに、次へ広げていくということになり、すごく危険なのではないかと思うのだが。

○委員長 コメントはあるか。

○事務局 指定管理を導入して、鶴川駅前図書館の運営がされていくというところになってくる。ただ指定管理を導入して、私たちの方も1年間を通して、ここに挙げたモニタリングというところで、かなり密接なコミュニケーションを取ってやっていこうと思っているので・・・。

○C委員 すみません。図書館側の説明があまり聞こえない。

○事務局 1年間を通じて、私たちもこういった形で、モニタリングという形で密接に関わっていくので、最終的な結果だけを見て判断をしようとは思っていない。管理運営状況が適切なのかというのは、そういったところで膝を付け合わせ見ていきながら、今後も導入していくべきものなのかどうかということは考えていきたいと思っている。そのときには、委員会での附帯決議もついているので、そのあたりの意見も踏まえながら、我々に対する評価の検証の仕方を構築していきたいと考えている。

○委員長 いかがか。いずれにしても事務局の自己評価と管理運営状況評価委員会というものがあり、この図書館協議会がある。これらの指定管理への関わりかたを、相互関係のような、フローチャートのようなイメージしていただけると分かりやすいのかも知れない。8館の1館として扱うだとか、指定管理の制度そのものについて評価するであるとか、役割分担のようなものを少し整理していただけると、先ほどの懸念事項が少し明確になってくるのかなと思う。

○事務局 確かに委員長のおっしゃるとおりのところがあり、これから次の導入を考えていくときの検証方法なども引き続き検討していかなければいけないと思っている。そういった中で、今ある評

価委員会、町田市が持っている評価委員会がどこまで見るのかというところもあるし、図書館協議会がどういったところを見ていくのかというところもあろうかと思う。そのあたりは、引き続きどういった体制が良いのかというのは図書館側で考えて構築していきたいと思っている。

○委員長 他にはいかがか。

○C委員 よろしいか。指定管理の問題はどこの自治体でも議論しているところだと思う。流れとしてはそれを経済的な理由も含め、やらざるを得ないということがあるようなのだが、この1年で図書館のあり方というのが、コロナ禍でものすごく大きな状況の変化が起きているわけである。何がどのように起こっているかという、個人的に私も他の自治体を経験したり関わったりしているが、指定管理のあり方がさまざま多様になっている気がする。例えば普通に行えば、ノウハウを持つのは、具体的に名前を出すとTRCなどの大きなところである。それから新たに参入した別の業界からの方たちが、その業界のノウハウをもって図書館を運営しようとしていたりしている。

今、大きな課題になっているのは、指定管理の枠組みとしても地域の状況、地域によって図書館が全部違っているということである。むしろ違ってしかるべきだと思う。鶴川図書館のような地域密着型の図書館もある。どの地域もそれぞれ地域密着で行っているわけである。その地域密着のことを分かって評価しないと、それが本当に良いのかどうかとも分からないわけである。もう少し言うと、評価するときには、ビジョンの共有が本来ないと、本来なかなか難しい。具体的に言えば、どういう図書館を作るかというあたりから、一緒に評価・検討していくというふうな形が必要なのではないか。そうでないと評価ができない。だからA委員がおっしゃるようにほとんど今、組織には運営協議会があるので、そこが評価をしている。指定管理をする場合は、それが加わるのが良い。評価は指定管理しているだけの図書館ではなく、それぞれの図書館もそのような感じで本来は地域図書館の評価を地域の方も含めてきちっとやっていく必要があると思う。今までもやっていることはあると思うのだが、その方向がよいよ強くなっているのかなと思っている。それから指定管理

をするときに、基本的にいうと、指定管理に直接利用者団体からきちんと運営できるような方を何らかの形で入れておかないと、よく分からない外部の人たちが決めてそのままやってくださいと言われても、なかなかできないだろう。やはりビジョンの設定から評価までのトータルなマネジメントが必要なのではないかと思う次第である。

○委員長 記録は大丈夫か。肝心なところは、地域の状況に応じたということと、ビジョンを持ってそういう人材を入れながら、見通しを持って評価をという感じであった。

○C委員 そうである。

○委員長 すみません。音声がお互いにだとは思いますが、途切れてしまっている。

報告に対するご意見ということで承っていただきたい。

では、次の指定管理の検討状況についてである。因みにこの指定管理の状況、あるいはこの後の移動図書館の時間配分を考えなければならないが、次の回、18期ではまだ継続はできそうであるか？この見通しで時間配分を考えたいと思う。

○事務局 事務局です。C委員、聞こえますか？

○C委員 聞こえる。

○事務局 募集自体は、来月に開始する。次の回の日程にもよるが、恐らく募集をして選考をしている期間にあたるのかなと考えている。なので、開催するとき、どこまで情報というか、その時点の「ここまでできました」ということで、公表できる情報というのは、ご提供していきたいと考えている。

○委員長 そうすると、指定管理については、次回は進行状況を報告いただくような形になるということか。これは、引き続き次期も検討を続け、進めながら、先ほどの協議会としての評価、意見を出しながら……。ここで終わりではなく。

- 事務局 少なくとも、選定・指定をする議決自体は現時点では9月の議会で上程できればと考えているので、選定までの状況についてはできる範囲でご報告していきたいと思っている。
- 委員長 分かりました。次の移動図書館のほうに移らせていただいでよろしいか。
- B委員 12月23日の前回の協議会のときに、指定管理制度導入図書館の選書についてすごく懸念がでていたと思うが、この資料の中では「選書の最終決定は教育委員会が行います」というのがそのままになっていて、私たちが大丈夫なのかなと思ったことが、この文言からは解消されたようには思えないが、実際に蔵書の一体性などについては、その後検討されているのか。
- 事務局 蔵書の選書にことについては、業務仕様書のほうにしっかりと記載させていただいている。まだ募集が始まっていないので、ここでは申し上げられないが、皆さまのご意見、あとは図書館としての意見を考えて、そこはきちんとしたつもりではある。
- 委員長 よろしいか？
- A委員 教育委員会というのは図書館という意味なのか。他所のところでは図書館が全て指定管理になってしまって直営の図書館がないところは「教育委員会」というと、本当の教育委員会がするような話になり、それではとんでもないなと思ったが、図書館側が最終的な選定の責任を持つということか？
- 事務局 ざっくり言うと、中央図書館で責任を持って行うということである。要は「図書館」という表現をすると指定管理先も図書館であるので、ごっちゃになると思ったので、我々側でいう「図書館」は「教育委員会」という表現をしているということなので、ここでいう「教育委員会」というのは館長のことであり、我々のことである。
- A委員 新しく4月からできた「資料管理係」というのは、何をするとところなのか？

- 事務局 まさに選書などにかかわってくる、町田市立図書館全体の蔵書構成などを考えて図書の選定などを行う部署である。そこが仕切るという形になると思う。
- A委員 分かりました。
- D委員 選書については業務仕様書の詳しいものができているというか・・・できるというような説明であったが、そのようなものはいつか見ることができるのか？
- 事務局 広報で募集を開始して、市のホームページに業務仕様書と募集要項がすぐに載るという形になるので、募集を始めれば、市のホームページで全てご覧いただける。
- D委員 それは全文が読めるということか？
- 事務局 全文が読める。
- A委員 あと、全館で1冊とか2冊とか買っている本も結構ある。そういうものは指定管理の館と他の館との関連では、ある程度指定管理のところが独自で選書して、最終的に中央図書館のところでチェックしてから購入ということになるのか？「他の館でも購入するからこれは買わなくて良い」などというところまで、やりとりをするのかどうか。
- 事務局 まだ募集が始まっていないので、ちょっとここでは公にすることはできないので、もう暫くお待ちいただき、市のホームページをご覧いただければと思う。
- A委員 分かりました。分かりましたと言うしかしょうがない。
- 委員長 よろしいか？
では3番の次に進めさせていただく。次第の3番目、移動図書館について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料に入る前に報告させていただく。吉田先生には資料が間に合わなかったが、緑色のチラシで3月27日、今度の土曜日に町田シバヒロというところで「シバヒロ読書ピクニック」というものが開催される。主催は町田市の産業政策課というところでシバヒロの活用のために企画されたイベントなのだが、読書ということで移動図書館も誘われて、我々も移動図書館を出して貸出しと、子どもが居れば紙芝居の読み聞かせ等を行う予定となっている。図書館のホームページ等にこちらのチラシと同じものが出ているので、宜しければご確認いただき、お天気良さそうなので、お顔を出していただければ幸いである。では報告は以上になり、資料のほうに入る。

では資料③-1、移動図書館（BM）に関する取組項目へのご意見についてである。

第9回に、中長期的な視点からの図書館サービス拠点の姿について、幅広くご意見をいただいていた、さらにご意見をいただくため、以下、第9回のご意見の振り返りや、事務局で整理した図書館サービス拠点の姿の案や他自治体の状況をまとめたので、引き続き幅広くご意見をいただきたく願います。

1番、第9回の振り返りである。前回は、主に以下のようなご意見をいただいた。全体的なことでは、町田市周辺の相互利用協定で利用できる図書館等も地図に掲載して一緒に検討してほしいというご意見だった。

(2) 学校図書館の地域開放案については、セキュリティやコロナウイルス感染防止のため、現状では大変難しいが、建替えを機に学校や学校図書館を予約受渡し場所としたり、学校と市立図書館との複合施設にしたりして、地域のコミュニティスペースになることには希望が持てる。学校から地域開放部分の担い手は出せないだろう。担い手や配送等も検討しないといけないだろうというご意見であった。

(3) BMの再編成、巡回場所の拡充関係の案だが、BMが確保できるのであれば全体が網羅できて良い。狭い道・場所も多いから、小型化は検討の余地あり。BMがWi-Fiアクセスポイントになるなど新しい売りが考えられるのではないかとご意見があった。

(4) 予約資料受け渡し場所の拡充である。こちらは、建物図書館やBMの代替えとはならない。そちらを減らさず拡充でき

るなら良い。予約受渡場所の拡充を考える際、設置場所によって利用状況がかなり変わることも念頭に入れておいてほしい。南町田駅前連絡所が少し離れたところに移転したら利用が下がったという例を挙げてのお話をいただいた。それから海外の事例等もご紹介いただいた。

(5) 資料配送サービスの導入については、一律有償だと、住む場所による不平等が発生する。図書館から自分は遠くないが送ってほしいといった場合はありだが、どこまでなら無償、どこまでなら有償という検討が重要だという話であった。

(6) 電子書籍サービスの導入。こちらは経費がまだまだ高額である。短期中期ではBMの代替えにはならないだろう。各家庭のインターネット接続環境等の格差が埋められていることも必要になってくるといったご意見があった。

2番、【事務局作成】図書館サービス拠点の姿(案その2)について。第9回でのご意見を受けて、事務局作成案を整理し、より具体的な4つの案を作成した。どの案が良いかを選んでいただくのではなく、それぞれの案について期待できることや懸念、取組の組合せなど幅広くご意見をお願いします。資料③-2の地図や補足もあるので、合わせてご覧いただきたい。

(1) 学校図書館の地域開放と移動図書館1台の案。概要は学校の新築・改築に合わせて、地域開放図書コーナーを設置する。学校図書館用資料以外に、一般貸出用図書・雑誌等を4000冊程度設置。市立図書館の予約資料受渡も実施する。イベントと、学校がない地域への巡回のため、BMを1台運行させる。つまり前回の(2)の学校図書館の地域開放にBMが1台残って運行するという案になる。ここで地図(1)をご覧いただきたい。こちらの地図、町田市の外側にオレンジ色の二重丸や丸印で、相互利用可能な市の図書館等を掲載し直した。また今回から地図上に、主な緑地や道路や河川も入れた。右側に凡例を記載している。

では内容に行って、学校図書館の地域開放だが、前回(2)の地図から範囲を絞ったグレーの円で表示した。1台残すBMでイベント出張や巡回場所へ移行するため、こちらの運行先を青や緑の丸で表わしている。こちらはこのような感じでレジュメに戻り、レジュメの(1)の②、移行プロセスである。

学校の新築や改築は、超長期の期間になると考えられるため、現在のBM3台は順次買替を行う。運行可能な巡回場所の拡大

と運転手の確保のため、車両は小型化を図っていくことになる。新築・改築する学校の時期や場所が分かりしだい、積極的に学校図書館の地域開放を進める。運営は他自治体の事例を参考にす。下記③は後で説明する。学校図書館の地域開放に合わせてBMを縮減する。

③の他市事例・コストである。3つの市で業務委託、委員会運営、直営とそれぞれ違った例があった。まず横浜市は業務委託で市民図書室を運営。横浜市全体をひとつの業者に委託するのではなく、それぞれで色々な団体に委託しているようである。内容は資料のとおり。学校ごとの詳細は不明だが、委託料は全体で2932万2千円なので平均すると1校あたり36万2千円となる。

次は神戸市で、地域住民などによる学校施設開放運営委員会運営するということになっている。こちらは運営費、図書購入補助、管理者報酬が出ている。下に金額を紹介しているが、前の期の貸出し冊数などで金額が決まるようである。下のほうの矢印で記載しているが、最低だと31万円、最高になると59万7千円という費用で運営しているようである。

3つ目は市川市である。こちらは図書館の非常勤職員とボランティアさんによる直営である。こちらは資料費だけが分かっている。このような3パターンがあった。(1)が終わり、次のページである。

(2) BM拡充案である。こちらで補足資料の「BMの装備オプションの例」も後で一緒にご覧いただく。

それでは概要だが、BMで町田市全体をカバーする。巡回場所の数でカバーするので、1ヶ所には現在と同じくらいの時間の滞在が原則となる。運行可能な場所の拡大と運転手の確保のため、車両は一部小型化して、4台体制にする。車両編成は、大型1台、中型1台、小型2台といった想定である。

1台増加により巡回場所を増やすか、1つの巡回場所に長時間滞在できるようにする。以上のようにBMを充実できれば、地域図書館や学校図書館の地域開放や、予約資料受け渡し場所の拡充は行わない、必要な場所にはBMを派遣するというものである。

ここで地図の(2)をご覧いただきたい。移動図書館で町田全体をカバーしているような例だが、こちらの場合は巡回場所

を最大限に増やしてみた場合の例である。ここまで増やさず、もう少し分散させて滞在時間にメリハリをつける、ポイントとなるところに長めに滞在するというプランも考えられると思う。囲みの中は忠生を加えての分担案とか巡回場所の種別など、こちらのとおりである。

レジュメに戻り、(2)の②で、移行プロセスである。現在のBM3台は順次買い替えを行う。車両の小型化に合わせてイベント運行を拡大させ、利用成果を積み上げる。小型化による経費削減とイベント運行実績の成果により車両を1台増加させる。

③BMの導入コストについてである。こちらにあるとおり同じくらいの冊数が載る車でも、仕様・オプションによりかなり金額に幅がでる。購入ではなく、最近では賃貸借という導入方法も出ていることが分かった。表についてだが、サイズのミニや小型は感覚で記載している。それから冊数などがあり、あとは書架も材質など色々ある。町田市はこちらに記載していないが、町田のBMは外側の左右と内側にも左右あるが、例えば三鷹市のように、外側は左だけ、中は左右とか、小型になると中の書架なしといったパターンなど色々ある。それからその他のオプションで、ヒーターなどがわざわざあるのは、BMの書架部分は実は荷物室なので、元々は冷暖房がないので、それを付けるオプションもあるというご紹介である。

ここで補足のBMの装備・オプションの例をご覧いただきたい。まず電動テントの紹介をしている。町田のBMは雨でもほとんど運行するが、こちらのテントがあるからである。最近では日除けで使ったりもする。猛暑日が増えていて、その時は運休を考えなければいけないくらい暑さが厳しくなっていて、今、検討課題となっている。次の電動リフトは、車いす利用者のほか、図書館が配架・除架の作業にブックトラックを上げるためにも使う。このような電動リフトはあれば良いが、価格に反映してしまい、こちらによる。最後に小型のBMの外側と後ろの書架の例を写真に載せている。こちらはレジュメの表の川口市の1,200冊のBMである。第8回11月の協議会で、他自治体における図書館遠隔地サービスを紹介したときに、明石市の500冊の小型BMの写真も以前に紹介している。それからこちらの写真にはないが、先ほどの三鷹市のような、外側の書架が左側にあるということは、右側は壁になるので、窓がなくてラッピング広告ができ

る。ラッピング広告による収入が得られるということも1つの案である。

ではまたレジュメに戻り4ページからである。

(3) 予約資料受け渡し場所の拡充とBM1台案である。概要はコンビニやスーパー、新設・改築される学校などに予約資料受け渡し場所を設置する。地域の人の生活動線を考えて場所を設置する。つまり大きな道路や川での分断やきつい坂などで、動きやすいかということである。それから予約資料受け渡し場所を設置できる施設がない地域やイベントのため、BMを1台運行させる。

②移行プロセスである。設置場所の選定や活用状況確認のため実証実験を行う。その実験結果を検証し、市内で受け渡し場所を設置できる施設を探す。設置状況に合わせてBMを縮減させる。やはり受け渡し場所を設置できる施設がない地域やイベント運行のためにBMを買い替える。買い替えの際には、運行可能な場所の拡大や運転手の確保のため車両は小型化する。

③他市事例・コストであるが、所沢市のコンビニでの図書等取次事業がある。こちらも第8回の図書館遠隔地サービスで紹介した事例であるが、そちらの事業費である。所沢市ではファミリーマートやセブンイレブン、ミニストップが取次を請け負っているということである。ただ下の※印にあるように、毎年、閉店や取次サービス辞退への対応があり、代替えのお店が見つからなかった地区には公民館分館で取次事業を開始したというような報告書があった。またコンビニや郵便局は他市の事例があったが、スーパーでの受け渡し事例はまだ見つけておらず、あくまで机上の案となっている。(3)の地図はそちらを表現したとおりである。前回案とそんなに変わっていないと思う。

レジュメの(4)資料配送サービス網の構築案である。概要はインターネットで予約した資料をご自宅に無償で配送する。無償で自宅配送することから、BMや予約資料受け渡し場所は廃止する。

移行プロセスは、最初に導入するエリアを設定する。順次、資料配送エリアを拡大していき、市全体をカバーする。BMと予約資料受け渡し場所は、エリア拡大に合わせて削減するというところで考えている。事務局の案については以上である。

- 委員長 確認だが、前はもう少しあったか？
- 事務局 6つあった。
- 委員長 その取りまとめた意見がある程度踏まえて、更にハイブリッド型のような形で、案を4つに絞ったということか？現段階では絞り込むのではなく、どれが良いとか、これが課題であるとか、そういうことを出し合っていけばよいのか？ある程度「こういう案が良いのではないか」というほうが、話し合いとしては良いのか？
- 事務局 本日は広く意見をいただいて、次回にはこれまでの議論をまとめた資料としてご提供させていただけたらと考えている。そこで第18期の、今回の移動図書館、議論をしてきたまとめという形で作っていければと思っている。そのまとめの際にも「どちらかという今回、こういう姿が良いのではないか」というところで、ある程度ご意見を複数いただきながら、よりそれをどう具体化していくのかは、2021年度の図書館の取組の中で、色々研究をしていくというようなやり方を取っていけたらと考えている。
- 委員長 では、それぞれの案についてのメリット・デメリットをまず出しながら、1つの案に絞り込む方向にはいかなくて良いということか？
- では、自由にご意見をいただけたらと思う。
- A委員 1つ、今お話になったことではないが、この間の議会の中で、一般予算のところ、町田一中の建て替えの際に、学校図書館を地域に開放する予定という答弁というか説明があったが、図書館はどういうふうに関わるのか。ここにあるようなそういう開放なのか、少しそのあたりを伺いたい。
- 事務局 今のところ学習スペースとしての開放の形を検討しているようである。我々が行っている訳ではない部分があるので。
 現にあそこの近くには、さるびあ図書館もあるので、直ちに図書館の代替機能のようなものを置くという考えは、今のところ

町一中に関してはない。あくまで図書館もほかの特別教室なども、同じように開放して、学習スペースとして使っていくという考え方である。

○委員長 この案の一環で動いているということではない？

○事務局 ではない。

○委員長 ご質問でもご意見でも他にはいかがか。
この（１）案の、学校の新設や改修に伴うというのは、学校の年次計画のようなものは、まだ当然こんなに長いスパンでは出せないですね？

○事務局 学校の再編というか、新たな学校づくりは学校教育部が今まさに検討しているところである。来年度、そういった計画を立てるといことも聞いているので、ある程度はその中でどういった考え方を持っているか・・・そういった建て替えや改築などがなされるのかというのが出てくるのかなと思う。時期的なものもあるし、場所的なのところもあろうかと思うので、そういったところは我々としては注目していきたいと考えている。

○委員長 それが見えないと、それに連動して動くプランなので良し悪しがなかなか見えづらいところはあるかも知れないが、示されたら情報提供をよろしく願います。

○B委員 今のところだが、学校の統廃合や通学区域の変更などが地元のほうにもおろされてきて、PTAの人たちの意見を聞いたりだとかが始まっていますよね？皆さんこれから先、自分の住んでいるところがどういうコミュニティになっていくのだろうかというところは、興味というか関心がすごく高くなる時期だと思う。

今回コロナのこともあって、コロナの前にできたプランを本当にこのまま続けていって良いものなのかという疑問が、私にはある。もう古いのではないかというか、変えていかなければいけないのではないか、見直していかないといけないのではないかと、計画の途中ではあるが次のところを待ってではなく、まず先

にするべきことがあるのではないかということをちゃんと検証していただきたいと思う。実際に図書館が使えなかった時期があったし、その時に移動図書館だったらできたのではないかなど、色々なことがあると思う。それをしっかりと検証してから先々の拠点についても考えていくべきではないかと思っているところである。

今、学校のほうではコミュニティスクールとか、地域で学校を支えるということもこれからどんどん行われるようになっていくと思う。そのときに地域の方たちが学校に入っていけば、学校の図書館に対しても関心が今よりは向けられるようになっていってもおかしくないと思う。

町田市は生涯学習施設が地域にはすごく少なく、公民館は市内に1つしかないので、そういうことも含めて地域で、そのコミュニティの中で図書館がどうあるべきか、学校の教育はどうあるべきか、ということ、図書館の方たちから学校のほうにどんどん、町づくりや教育などを合わせた形で発言されていったり、取り込んでいくような動きをしないと、図書館だけで考えてはいけない時代になっているのだなと思っている。そのあたりも、コロナでできなかったこと、すべきことを検証すると共に、先々のことについては、地域のこと教育のことを、包括的に考えていただきたいと思う。

○委員長 意見ということで。ほかにはいかがか。

○C委員 今、B委員がおっしゃったが、B委員も生涯学習審議会としての立場でそういうふうなご意見を出していただくのは有り難いと思う。今、お話になったように文部科学省からそれぞれずっとおりてきている地域学校協働活動の推進というものがある。これは、学校を核とした地域、はっきり言うと地域と学校とが作っていくが、学校だけではなく地域の活性化も目指していくことになる。先ほど、協議しているかもしれないが、私が申し上げているのは、図書館がこれまでの図書館のイメージではなく、コミュニティスペースになっている可能性が高いということだ。コミュニティスペースとしての図書館ということで、学校とのつながりもあるのかなと思う。そうやって考えると、学校統廃合というのも、もちろんその中核的な目的というのは、学校の

教育活動であることを考えなければいけないが、もう少しその前に学校自体が地域協働の方向に変わってきているということもある。学校図書館の中に様々な形で地域図書館の分館的機能を持たせるというのは、大いに期待できるというより、一つの方向性だと思う。予算があるので、移動図書館はすごく良いと思うが、あれもこれもは財政的にできないだろう。町田は非常に広いので、まずは学校、小学校・中学校の図書館での貸出しのような方向が必要なのかと思う。ただしその時に先ほどのまとめにあったように、学校職員の方からこれをやるから出してくれと言われてもできない。これをどうするか、地域の方をお願いするのか、指定管理ではなくて委託になると思うのだが、それだと学校司書が兼務することになるのかなど、様々なことも考えていかなければいけない。図書館だけ機能させるというわけにはなかなかいかないと思う。やはり人的支援や運搬などが必要だろうと思う。でも方向性としては地域が一体となる中核としての教育複合施設のようなものが新しい学校像だと思うので、そこは提示する必要があるのかと思う。

○委員長 よろしいか。大体趣旨は伝わった。いかがか。

○A委員 学校図書館の開放というだけではなく、あり方としては学校の敷地の中に市区町村立の図書館がある場合とか学校図書館を住民開放している、今ここに書いてあるような例や学校内の図書館が学校図書館と公立図書館を兼ねる、志木市の図書館は全部ではないが、1つのところは、小学校と公民館と図書館の3つが1つのところにある。その図書館の中が仕切れていて、授業で使うときは「子どもはここ」というようになっていたり、開放して使えたり、色々な重ね使いができるような……。町田市は公民館が地域に全然ないのだが、今から新しく作るということが今の段階では全然そういう方向ではないが、今の再編計画というの、ずっとこの後どうなるか分からないわけです。ここに今、移動図書館が拡充した場合には、予約受渡し場所や学校図書館の開放は行わないと書いてあるが、それをここで決めるのではなく、とりあえずは新しく学校の建て替えなどはどんどん進まないわけなので、移動図書館の拡充を進めていくと……。移動図書館は、そこに月に2回しか来ないわけで、誰でもがいつでも

使える図書館という理念の1つを、これで満たすというわけではないと思う。ただ、今よりも後退するのではなく、充実させることはすごく大事だが、それをもって、他の2つを無しにするというのではない。そこを決めないというか、まずは移動図書館を拡充するというので、こっちを取ったら、あとは捨てるというのではない方向性を持ちたいと思う。

○委員長 そういう意味で案を絞るのではなく、それぞれの案のメリット・デメリットを出していくという方向でよろしいか。町づくりや学校づくりはまた別に進めていきながら、BMをどうするかということも考えていく。最終的にはC委員がおっしゃったような、予算という縛りがどうしても出てくるので、そこでセクションをしなければいけないということはある。

○A委員 とりあえず何年かの間は移動図書館ということで、市の方針だって市長さんが代われれば変わるかもしれない。何を最優先にするかということは、その時々によって変わる訳なので、今はとりあえず再編計画を進めなければいけない中で選択をしなければならないが、1を取ったらあとの2は捨てるのではない、そのあたり取っておいてほしいと思う。

○E委員 私もA委員のご意見に賛成で、移動図書館拡充案が一番私としては推しである。やはり予約受付けの渡し場所拡充では、手に取って本を選ぶことのできない子ども達はどのようにのだろうと思った。見て選んで読んでほしいものを手にしたいと思う。それは子どもだけではなく、大人も同じだと思う。確かに私は予約してしまうが、やはり手に取ってみて中を見て失敗だったということもあるし、少しこのあたりはどうなのだろう、選べる楽しさというのを奪ってしまう気がする。出来れば学校図書館の地域開放と(1)と(2)のハイブリットのようなものが良いと思ったりするが、学校図書館も新築・改築に合わせてとなっているが、そうではなく、今既存にしているところをどう開放をしているのかということはお考えになっているのか。

○事務局 既存のところは、前回か前々回かにもお伝えしたが、セキュリティがかなり難しいので、恐らくは既存の学校は無理なのかな

と。学校側として動線が児童のための学校になっているので、そこが地域の図書館となってしまうと、セキュリティの問題がかなり強くなってしまうので、新築・改築のタイミングを狙うしかないのかなと考えている。

○E委員 新築・改築だと外に作るというか分離する感じなのか？

○事務局 考え方は、先ほどA委員もおっしゃったように、やり方は結構色々あるようである。逆に入口はセキュリティを高くして、動線を一緒にしてしまう考え方もあるようである。ただそれは学校側の考え方なども聞いていかないといけないと思うので、設計するときなどに、例えばもし地域開放に手を挙げる地域があるのだとしたら、そういった話になってくるであろうし、まずは我々としてどうするかという考えをある程度持つておかないと、そちらに進んでいけない。今回やや極端な例という形で今、4案を作ってみたところであるが、それに対してご意見をいただいて、我々もそれを踏まえて研究をして、来るべきときに備えておくというよう進め方をしたいと思っている。

○E委員 あと、実証実験をされた。せりがや冒険遊び場で1年間行っていただき大変有り難く、今年も続けていただくという形だが、その実証実験を行った結果の感触のようなものはいかがなのか、ご報告いただけると有り難いと思う。

○事務局 せりがやは、せり冒の子ども達以外にも、公園利用者の方々も丁度偶然に公園に居たり、せりがやに入る前に移動図書館で案内放送したので、ご近所の方が寄ってみようということで本を借りられたりということが見られたということである。

幼稚園・保育園は、やはり子ども達の読書活動が前に比べて活発になったと先生からいただいたし、この3月に行ったときには、卒園する子ども達から感想の絵をいただいた。

よく行っている職員が言うには、最初の頃は絵本ばかりが出ていたが、途中からは、まだ幼稚園なのに読み物が動くようになってきて、最後の感想も読み物の、斉藤洋のおばけシリーズが面白かったというように書いてくれていて、子ども達が成長して本を読んでもくれるようになって、本当に行った甲斐があったと

話をしていて、幼稚園・保育園も拡大する方向で考えているし、子ども読書活動の推進に本当に効果があったと考えている。

○委員長 他にはいかがか。ご意見、ご質問について続けたいと思うがいかがか。

○A委員 現在の大型は3,500冊から4,000冊が載るということだが、小型はここに事例があるのは1,200冊で、1/3になるようだが、今、拡充の案では、1台は大型で残り3台は小型で1,200冊。少し小さくなって結局積んである本が1/3になると、十分にそのあたりで利用者が利用できるのかどうかという不安がある。

○事務局 4台の場合、中型で2,000冊くらい載るものも間に挟んでいる。1,000冊載せたとイベントに行くときに、子ども向けなどに絞って載せるということになると思う。前に500冊搭載の市に電話でインタビューしたときに、やはり子ども向けのところに行った後に、高齢者施設に行くときがあって、45分で全部を入れ替えてすごく大変だったと聞いたりした。1,000冊だとスケジュールを考えないと入れ替えが大変だと思っているが、ターゲットを絞って載せることはしていきたいと思っている。

○委員長 ちなみに賃貸借という新しい取組があるが、これはそういう車として貸してくれるものなのか？

○事務局 こちらでこのような移動図書館車の仕様のものを購入して貸して下さるようで、実はこの製作所さんで作って貰いますというようにやっているようである。

○委員長 特注なのか？

○事務局 全て特注である。

○委員長 その場合、賃貸借だと恒常的にランニングコストが同じように掛かるということか？要するに買ってしばらく使ってまた買

うという予算の配当ではなく、毎年ランニングコストとして賃借料が掛かる？

○事務局 5年間での車両購入費と毎月の運営コスト、※印の2で記載しているが、税金や保険料やメンテナンス代を全部含めて5年間で分割払いをするというようにしているようである。

○委員長 そうするとまた次の5年は、新しいものが来て同じようにということか？

○事務局 多分その後も車の調子が良ければ継続で、購入費は払い終わったので、維持費だけで・・・。

○委員長 段々と賃借料は減っていく、ランニングコストは減っていくということか？

○事務局 維持費はずっと同じである。購入費だけは払い終わったら終わりということになるのだと思う。

○A委員 減価償却が終わったら安くなるというような感じなのか。

○委員長 購入よりメリットあるというように出ているのか？

○事務局 リース業者が渋っているという話である。

○委員長 よくパソコンなどの場合、どんどん新しいものに替わるからリースのほうがトータルでは良いということがある。購入すると、古くなって行って故障したり修理したり、買い替えが必要になる。レンタルだとランニングコストを一定に抑えておけば、また新しく1年間は同じ予算で、ずっと恒常的に繋がるというようには考えられないのか？

○事務局 若干想像になってしまうところもあるのだが、恐らく普通の車だったらそういう形が成り立つのだろうが、かなりの特注の車なので、結局どちらが所有権を持つかというだけで、あまりトータルランニングコストは、自前で持つのと変わらないかなと

思う。そうでないと、リース会社としても他に転用が利かなくとも思う。そうするとほぼ専属の契約になって、資産としてどちらが持つかというだけの違いになる。あとは払い方を一時期に買うのか、分割してお支払いしていくのかという違いになるだけかなという気はする。

○委員長 他にいかがか。質問でも。

○A委員 4番のことについて、皆さん何も仰っていないので。インターネットで予約した資料を自宅に無償配送するというのは、障がいのある方や、高齢で図書館に来られない人にとってには良いが、そうではない移動できる人に、このサービスをするのはすごく無駄にお金を使うような感じがする。自分で本を選ぶということはできなくて、ネットで予約するというのは、どの本かを特定できている人には良いが、そうではない子どもやインターネットを使えないような方には、このサービスは使えない。これをやったら、移動図書館や予約資料受渡し場所は廃止するといったことはやらないほうが良い。あとは障がい者サービスとして行うというだけの方が良いのではないかと思った。

○委員長 4案だけBMなしという案である。これについては冒頭の資料の中でも、BMは残したいというように触れている。ただ4案のインターネットというか、基盤整備の考えかたも含めて意見としていただくと。

時間が過ぎてしまって申し訳ない。この移動図書館については次回もということか？

○事務局 はい。

○委員長 年度替わりの次回もまた継続ということで、現状でもまだこの1から4のどれかに絞っていかうという考えではなく、それぞれ「こうだとしたら、どういうメリット・デメリットがあるか」ということを出し合って、先ほどA委員がおっしゃったように、最終的には色々な複合というかベスト案を、予算内であればということですよ。前向きにというか建設的に考えていけたら良いかなと思う。

移動図書館についてのこの後の進め方について、何か説明はあるか？

○事務局 次の回でまとめの資料を作って、その後は図書館のほうで、この中で研究というか、どのような取組ができるのかというところを少し進めていきたいと考えている。そういった取組の状況については第19期になるかもしれないが、次の期の図書館協議会に、状況の報告もしていきたいと思っている。

○委員長 最後言い足りない方がいらっしゃるかも知れないが、時間になり議事は進行したが、その他を含めて最後に是非という方が居たら、委員の皆さん含めご発言はどうか？事務局は少し待っていて。

○B委員 この前も話したが、図書館まつりのことである。図書館まつりについて、利用団体と図書館との話し合いを今後持つというようにおっしゃられていたがその後進展はしているのか。来年度、図書館まつりをするというときに、年度当初からそういう予定がないと、各団体が動けないと思う。もし計画されているのなら、話し合いを早く持っていただかないと、21年度参加するのが難しくなってしまうと思うので、催促ではないがお願いしたいが、予定はあるのか？

○事務局 前回そういうお話をいただいているところで、図書館まつりをどうするかというのは考えている。なにせ昨日緊急事態宣言が解除されたばかりなので、来年度どうするかというのは団体さんともお話ししないといけないところなのだが、形式も含めてこちらで考えさせていただいて、投げたいと思っている。申し訳ないが少しお待ちいただいて情報を流させていただきたいと思う。

お祭りもそうだが、イベントをどうするかというのは図書館に限らないが、大きな課題になっていて考えさせていただく形になる。申し訳ございません。

○委員長 それでは議事終了ということで、事務局の方に一旦返したいと思う。お願いします。

○事務局

皆さん、お疲れ様でした。4月以降の会議日程は本日のところまだ決まっていないので、別途お知らせしたいと思う。

なお18期図書館協議会の任期は7月末までとなるので、この間少なくともあと1回は設定したいと考えている。また別途ご連絡させていただく。

本日はどうもありがとうございました。